

令和 7 年度第 1 回富山県最低賃金専門部会

会 議 次 第

令和 7 年 7 月 30 日（水）
富山労働総合庁舎 5 階大会議室

開 会 議 事

- 1 部会長及び部会長代理の選出について
- 2 富山県最低賃金専門部会運営規程（案）について
- 3 富山県最低賃金審議運営事項（案）について
- 4 専門部会の審議日程（案）について
- 5 参考人の意見聴取について
- 6 生活保護に係る施策との整合性について
- 7 その他

閉 会

資 料

- No. 1 富山県最低賃金専門部会委員名簿
- No. 2 富山県最低賃金専門部会運営規程（案）
- No. 3 富山県最低賃金審議運営事項（案）
- No. 4 富山県最低賃金専門部会審議日程（案）
- No. 5 富山県最低賃金と生活保護との比較について
- No. 6 富山県最低賃金改定状況の推移（過去 10 年）

富山県最低賃金専門部会委員名簿

任命年月日：令和7年7月29日

	氏 名	現 職 等
公益代表委員	やなぎはら さ ち こ 柳 原 佐智子	富山大学経済学部 教授
	もろずみ りょうこ 両 角 良子	富山大学経済学部 教授
	よしだ ひろし 吉 田 洋	木下法律事務所 弁護士
労働者代表委員	いしだ やすひろ 石 田 康博	日本労働組合総連合会富山県連合会 副事務局長
	おおもり ひとし 大 森 仁	電機連合富山地方協議会 事務局長
	くろかわ ともゆき 黒 川 智之	J AM北陸 副書記長
使用者代表委員	てらやま おさむ 寺 山 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	ひろかみ としはる 広 上 利晴	株式会社広上製作所 代表取締役
	の な か やすお 野 中 靖夫	株式会社神通精機 代表取締役

(敬称略)

富山県最低賃金専門部会運営規程（案）

（目 的）

第1条 この規程は、富山県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（会議の招集）

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、富山労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の要請があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により富山労働局長又は委員が会議の開催を要請しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間までに部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、富山労働局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由により会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けなければならない。

3 専門部会は、審議に際し必要と認める場合は、労働者、使用者その他関係者の意見を聴取するものとする。

（会議の公開）

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護

に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報 告)

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、富山地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第8条 専門部会は、富山県最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行うものとする。

(付則)

第1条 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

富山県最低賃金審議運営事項（案）

令和 7 年 7 月 15 日
富山地方最低賃金審議会
令和 年 月 日
富山県最低賃金専門部会

令和 7 年度における富山県（地域別）最低賃金の改正決定の審議については、下記のとおり行うものとする。

記

（専門部会の構成、運営）

- 1 最低賃金法第 25 条第 2 項の規定に基づく富山県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の構成及び運営は、次のとおりとする。
 - （1）専門部会の委員は、公労使それぞれ 3 人とする。
 - （2）専門部会の審議回数は、初回（部会の構成）を除き 3 回を目安とする。
 - （3）専門部会は、初回において次回以降の審議開催日時を調整する。
 - （4）専門部会の審議は、原則として午後 5 時以降は行わない。

（参考人からの意見聴取等）

- 2 参考人からの意見聴取等については、次のとおりとする。
 - （1）参考人は、労使それぞれ 9 人以内とする。
 - （2）参考人は、すべて意見書を提出するものとする。なお、専門部会が必要と認めた場合には、直接参考人から意見聴取を行うことができるものとする。
 - （3）専門部会は、必要に応じて実地調査を行うことができるものとする。

（最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用）

- 3 専門部会において全会一致で議決した場合に限り、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする。

（諸手当の取扱い）

- 4 最低賃金法第 4 条第 3 項第 3 号に規定する賃金は、「精皆勤手当」、「通勤手当」及び「家族手当」とし、本最低賃金に算入しないものとする。

（緊急やむを得ない場合の運用）

- 5 富山地方最低賃金審議会富山県最低賃金専門部会運営規程第 2 条第 3 項の「緊急やむを得ない場合」の運用については、各側の意見を聴いて部会長が判断するものとする。

(参 考)

関 係 法 令

最低賃金法第 4 条

- 1 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものと見なす。
- 3 次に掲げる賃金は、前 2 項に規定する賃金に算入しない。
 - 一 1 月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
 - 二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
 - 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

最低賃金法第 4 条第 3 項第一号、第二号による厚生労働省令(最低賃金法施行規則)の定め

最低賃金法施行規則

第 1 条

- 1 最低賃金法（以下「法」という。）第 4 条第 3 項第一号の厚生労働省令で定める賃金は、臨時に支払われる賃金及び 1 月をこえる期間ごとに支払われる賃金とする。
- 2 法第 4 条第 3 項第二号の厚生労働省令で定める賃金は、次のとおりとする。
 - 一 所定労働時間をこえる時間の労働に対して支払われる賃金
 - 二 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金
 - 三 午後 10 時から午前 5 時まで（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 37 条第 4 項の規定により厚生労働大臣が定める地域又は期間については、午後 11 時から午前 6 時まで）の間の労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の賃金の計算額をこえる部分

最低賃金法第 25 条

- 1 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。
- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

最低賃金審議会令第 6 条

(中略)

- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

富山県最低賃金専門部会審議日程（案）

回	開催日時・会場	主 な 審 議 事 項
第 1 回	令和 7 年 7 月 30 日（水） 15 時 00 分頃～ （第 3 回本審終了後） 富山労働総合庁舎 5 階大会議室	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 富山県最低賃金専門部会運営規程(案)について 3 富山県最低賃金審議運営事項（案）について 4 専門部会の審議日程(案)について 5 参考人の意見聴取について 6 生活保護に係る施策との整合性について 7 その他
第 2 回	令和 7 年 8 月 4 日（月） 14 時 30 分～ 富山労働総合庁舎 5 階大会議室 （目安が示されない場合は 順次繰り下げ）	1 労使各側の基本的主張 2 金額等審議 3 専門部会報告取りまとめ（結審した場合） 4 答申（全会一致で結審した場合）
第 3 回	令和 7 年 8 月 7 日（木） 13 時 30 分～ 富山労働総合庁舎 5 階大会議室	1 金額等審議 2 専門部会報告取りまとめ（結審した場合） 3 答申（全会一致で結審した場合）
第 4 回	令和 7 年 8 月 8 日（金） 14 時 30 分～ 富山労働総合庁舎 5 階大会議室	1 金額等審議 2 専門部会報告取りまとめ（結審した場合） 3 答申（全会一致で結審した場合）
予備	令和 7 年 8 月 18 日（月） 13 時 30 分～ 富山労働総合庁舎 5 階大会議室	1 金額等審議 2 専門部会報告取りまとめ（結審した場合） 3 答申（全会一致で結審した場合）
【参考】第 4 回本審の日程 専門部会が、第 4 回までで結審した場合：令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 専門部会終了後～ 予備の日程で結審した場合：令和 7 年 8 月 18 日（月）午後 専門部会終了後～ 場所はいずれも富山労働総合庁舎 5 階大会議室		

富山県最低賃金と生活保護との比較について

1 富山県生活保護

(1) 比較対象者

若年単身 (18～19 歳・単身世帯)

(2) 対象年度

令和 5 年度

(3) 生活保護

前提 生活扶助は、富山県は富山市・高岡市の「2 級地-1」と、これ以外の地域の「3 級地-1」に分かれるため、級地によって支給額が変わる 1 類費、2 類費及び期末一時扶助費については、級地別の人口で加重平均した額を用い、また、期間限定で支給するもの(2 類費のうち冬季加算・期末一時扶助費)は月平均額を用いる。

住宅扶助は、住宅扶助実績値を単身被保護世帯数で除した額を用いて比較する。

数式 生活扶助(1 類費+2 類費+期末一時扶助費)+住宅扶助

① 1 類費+2 類費合算額(冬季加算除く) 月 71,397.89 円

② 2 類費のうち冬季加算(11～4 月の 6 か月)(月 7,460 円×6 か月)÷12 か月
=月平均 3,730 円

③ 期末一時扶助費(12 月のみ) 月平均 1,026.85 円

④ 住宅扶助 月 19,223.29 円

① +②+③+④=95,378 円

(注 1) ①+②+③+④は四捨五入後の額である。

2 富山県最低賃金(令和 4 年度)

前提 令和 5 年 10 月 1 日発効の富山県最低賃金(時間額 948 円)で、週 40 時間労働した場合の賃金から法定控除した可処分所得額を算出する。

数式 $948 \text{ 円} \times 173.8 \text{ 時間(注 2)} \times 0.807 \text{(注 3)} = \underline{132,963 \text{ 円}}$

(注 2) (年 365 日÷7 日)×40 時間÷12 か月

(注 3) 税・社会保険料を考慮した可処分所得割合

3 生活保護に係る施策との整合性について(比較結果)

上記 1 の富山県生活保護費と、2 の富山県最低賃金を比較したところ、富山県最低賃金が上回っていた。

富山県最低賃金改定状況の推移（過去10年）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
富山県適用ランク の目安額の推移 (時間額・円)	18	24	25	26	27	—	28	31	40	50
時間額(円)	746	770	795	821	848	849	877	908	948	998
同引上額(円)	18	24	25	26	27	1	28	31	40	50
同引上率(%)	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	3.53	4.41	5.27
答 申 月 日	8月5日	8月2日	8月1日	8月6日	8月5日	8月5日	8月5日	8月5日	8月7日	8月5日
採 択 状 況	○	○	○	◐	○	●	●	●	●	●
結 審 方 法	審議会令 第6条第5項 適用	審議会令 第6条第5項 適用	審議会令 第6条第5項 適用	採決	審議会令 第6条第5項 適用	採決	採決	採決	採決	採決
発 効 日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日

(注) 採択状況: ○は全会一致 ▲は労反対 ●は使反対 ▲は労一部反対 ●は使一部反対

富山県の目安ランク: Bランク。